

よくある質問①7

問17-1 会社を**解雇**されました。ネットを見ると、手続きをしてから7日経過後に支給されると書いていましたが、そうなんですか。

(答17-1)

会社を**解雇**された方は、失業保険の手続きをした日(受給資格決定日)から、通算して7日間の「待期期間」を経過した後の日から支給の対象となります。

ただ、**実際に支給のための手続きは失業保険の手続きをした日(受給資格決定日)から約4週間後の「失業認定日」**に行います。

この「**失業認定日**」では、失業状態が続いているか、積極的な求職活動をしているか等の申告していただき、ハローワークの窓口で申告内容の確認、審査を行います。

申告内容に問題がなければ、支給処理を行います。**失業認定日から約1週間以内に指定した口座へ失業保険が振り込まれます。**

そのため、**失業保険の手続きをした日(受給資格決定日)から数えると、実際の入金まで約5週間程度かかることとなります。**

例えば、令和8年3月31日に会社都合で退職し、4月13日に失業保険の手続きをした場合

2026 4 月

日曜日
週の最初の曜日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

待期期間 (通算 7 日間) →

支給対象期間①

支給対象期間①

2026 5 月

日曜日
週の最初の曜日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

支給対象期間①

認定日

支給対象期間②

支給対象期間②

支給対象期間②

2026 6 月

日曜日
週の最初の曜日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4

支給対象期間②

認定日

支給対象期間③

支給対象期間③

支給対象期間③

支給対象期間③

(続き)

2026 7 月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
28	29	30	1	2	3	4
支給対象期間③						
5	6 認定日	7	8	9	10	11
支給対象期間④						
12	13	14	15	16	17	18
支給対象期間④						
19	20	21	22	23	24	25
支給対象期間④						
26	27	28	29	30	31	1
支給対象期間④						



もし、基本手当日額が**5,707円**の場合

最初の失業の認定日(R8.5.11)に来所

→R8.4.20～R8.5.10までの**21日分**を支給。

(**5,707円**×**21日**=119,847円)

(※実際の振込は認定日から1週間以内となります。)

2回目の認定日(R8.6.8)に来所

→R8.5.11～R8.6.7までの**28日分**を支給。

(**5,707円**×**28日**=159,796円)

(※実際の振込は認定日から1週間以内となります。)

3回目の認定日(R8.7.6)に来所

→R8.6.8～R8.7.5までの**28日分**を支給。

(**5,707円**×**28日**=159,796円)

(※実際の振込は認定日から1週間以内となります。)

※上記内容は、失業保険の支払われるタイミングの例示になります。そのため、**実際に支給されるタイミングや支給額は失業保険の手続き日や基本手当日額など個々に異なりますのであらかじめご了承ください。**

上記内容は、失業認定日に来所し、窓口で失業の認定を受けた場合の例となります。

そのため、失業認定日に来所しなかった場合は、上記例とは異なり支給されるタイミングは遅れますのでご注意ください。

また、失業保険の手続き時に不備書類があり、提出が遅れている場合なども上記例とは異なり支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

問17-2 会社を自己都合で退職しました。失業保険はいつ頃支給されますか。

(答17-2)

会社を令和7年4月1日以降に自己都合で退職された方は、失業保険の手続きをした日(受給資格決定日)から、通算して7日間の「待期期間」を経過した後、さらに1か月の給付制限期間が設定されます。(※給付制限期間は失業保険の支払いはありません。)

待期期間の確認や給付制限期間の設定のための手続きは失業保険の手続きをした日(受給資格決定日)から約4週間後の「失業認定日」に行います。

この「失業認定日」では、失業状態が続いているか、積極的な求職活動をしているか申告していただき、ハローワークの窓口で申告内容の確認、審査を行います。

申告内容に問題がなければ、待期期間満了日の翌日から給付制限期間を1か月設定します。

そのため、失業保険の支給が始まるのは、2回目の失業認定日からとなり、失業保険の手続きをした日(受給資格決定日)から数えると、実際の入金まで約2か月程度かかります。

例えば、令和8年3月31日に自己都合で退職し、
4月13日に失業保険の手続きをした場合

2026 4 月

日曜日
週の最初の曜日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

待期期間 (通算 7 日間) → (4月13日 - 4月19日)

給付制限期間 (1 か月間) → (4月13日 - 5月12日)

給付制限期間 (1 か月間) → (5月13日 - 6月11日)

2026 5 月

日曜日
週の最初の曜日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

給付制限期間 (1 か月間) → (4月13日 - 5月12日)

認定日 → (5月11日)

給付制限期間 (1 か月間) → (5月13日 - 6月11日)

給付制限期間 (1 か月間) → (6月12日 - 7月10日)

支給対象期間① → (5月13日 - 6月11日)

支給対象期間① → (6月12日 - 7月10日)

2026 6 月

日曜日
週の最初の曜日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4

支給対象期間① → (5月13日 - 6月11日)

認定日 → (6月8日)

支給対象期間② → (6月12日 - 7月10日)

支給対象期間② → (7月11日 - 7月29日)

支給対象期間② → (7月30日 - 8月27日)

支給対象期間② → (8月28日 - 9月25日)

(続き)

2026 7 月						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
28	29	30	1	2	3	4
			支給対象期間②			
5	6 認定日	7	8	9	10	11
			支給対象期間③			
12	13	14	15	16	17	18
			支給対象期間③			
19	20	21	22	23	24	25
			支給対象期間③			
26	27	28	29	30	31	1
			支給対象期間③			



もし、基本手当日額が**5,707円**の場合

最初の失業の認定日(R8.5.11)に来所

→基本手当の支給はありません。

→待期期間満了日の確認と給付制限期間を設定します。

2回目の認定日(R8.6.8)に来所

→R8.5.20～R8.6.7までの**18日分**を支給。

(**5,707円**×**18日**=102,726円)

(※実際の振込は認定日から1週間以内となります。)

3回目の認定日(R8.7.6)に来所

→R8.6.8～R8.7.5までの**28日分**を支給。

(**5,707円**×**28日**=159,796円)

(※実際の振込は認定日から1週間以内となります。)

※上記内容は、失業保険の支払われるタイミングの例示になります。そのため、実際に支給されるタイミングや支給額は失業保険の手続き日や基本手当日額など個々に異なりますのであらかじめご了承ください。

※なお、直近の離職票の離職年月日が令和7年3月31日までの方の場合、給付制限期間は「2か月」となります。

※また、離職日からさかのぼって5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合離職し受給資格決定を受けた場合または自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された(いわゆる重責解雇)場合の給付制限期間は3か月となります。

上記内容は、失業認定日に来所し、窓口で失業の認定を受けた場合の例となります。

そのため、**失業認定日に来所しなかった場合は、上記例とは異なり支給されるタイミングは遅れますのでご注意ください。**

また、**失業保険の手続き時に不備書類があり、提出が遅れている場合**なども上記例とは異なり支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。